

## リニア三重県駅基礎調査業務委託 業務仕様書

### 1 委託業務名

リニア三重県駅基礎調査業務（以下「本業務」という。）

### 2 事業主体

三重県

### 3 委託業務の目的

リニア中央新幹線は、2027年の品川・名古屋間の開業後速やかに名古屋・大阪間の建設に着手され、早ければ2037年（令和19年）に品川・大阪間の全線開業を予定している。

本業務は、リニア三重県駅が本県に最大の効果をもたらす位置に設置されるよう、県内市町等の関係者と検討を進めるうえで参考となる資料を作成することを目的とする。

また、リニア中央新幹線の開通を契機とした三重県の成長・発展につなげるため、リニアインパクト最大化に向けた基本的な方向性を整理する。

### 4 契約期間

契約締結日から令和5年3月20日まで

なお、議会やリニア建設促進三重県期成同盟会へ進捗内容の周知を図るため、発注者と打ち合わせの上、適切な時期に素案の段階で中間報告を行うこと。

### 5 委託業務の内容

以下については、本業務の概要を示すものであり、業務の実施に際し、発注者と本業務受注者（以下「受注者」という。）とで十分に打合せを行うこと。

なお、本業務の履行に際し必要となる調査や検討に必要な資料の収集は、原則として、発注者の指示により受注者が行わなければならない。

また、受注者が、本業務の履行に関して必要とする人件費、印刷製本費、複写費、交通費、通信費、消耗品費、受注者において予め使用を見込む特許権等の使用に係る費用等は、本業務委託料に含むものとする。

ただし、契約締結後において、発注者の指示により特許権等の使用に関する特別な費用が生じる場合は、別途、発注者と受注者とで取り扱いを協議する。

#### （1）3候補地の時間圏域の比較評価

総合交通分析システム（NITAS）を使用し、県内全市町ゾーン毎にリニア三重県駅候補地の3地域からの時間数値を比較し、分析評価の結果をとりまとめる。

- ・ 公共交通機関（既存の鉄道、バス、高速バスを想定）を利用した場合と自家用車を

利用した場合の 2 パターンで調査すること。

## (2) 3 候補地の駅勢圏調査

3 候補地毎に近隣リニア駅（名古屋駅及び奈良県駅）の駅勢圏（乗客が選択する駅）について下記条件を踏まえて比較検討する。

- ・ 三重県及び近隣府県在住者を対象とすること。
- ・ 東京駅に向かう場合と新大阪駅に向かう場合の 2 パターンで調査すること。
- ・ さらに、公共交通機関（既存の鉄道、バス、高速バスを想定）を利用した場合と自家用車を利用した場合の 2 パターンで調査すること。
- ・ 所要時間、運賃、乗り継ぎなどを考慮すること。
- ・ リニア三重県駅が優位となる地域を図示するとともに当該地域の人口を算出すること。

## (3) リニアを活用した三重県の基本的な方向性の整理

社会構造の動向や本県の産業特性、地域資源等の現状、課題を踏まえ、リニアの効果を県内全域に波及させるために、今後、どのように取り組んでいくべきか、リニアを活用した三重県の基本的な方向性を整理する。

また、リニア開業によって三大都市圏が約 1 時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引き付け、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待されている中で、本県独自の地方創生の実現に向けた考え方、リニアインパクト最大化のための方策、開業後の三重県の継続的な発展につながる方策のほか、SDGs への配慮や少子高齢化・人口減少など困難な課題に対する方策に関する提案を含める。

## 6 成果品

成果品は次の①から③についてまとめたものとする。

- ① 総合交通分析システムを使った候補地ごとの時間圏域の比較評価結果
- ② 候補地ごとの駅勢圏の比較検討結果
- ③ リニアを活用した三重県の基本的な方向性の整理（全体版及び概要版）結果

## 7 成果品の提出

成果品の提出は次のとおりとし、いずれも電子成果作成費に含まれるものとする。

- (1) 電子成果品（紙製本含む）作成は 5 部とし、詳細は別途協議し定める。
- (2) 令和 5 年 3 月 20 日（月）を提出期限とする。なお、上記 6 ①及び②については、令和 4 年 10 月 31 日（月）までに中間報告するものとする。

## 8 履行期間

契約締結の日から令和5年3月20日までとする。

## 9 一般事項

### (1) 資料の貸与及び返却

本業務の実施に際し、発注者は本業務の契約締結後速やかに次の資料等を受注者に貸与し、受注者は本業務完了と同時に返還する。

① 『リニア中央新幹線県内駅候補地案に関する提案』（令和3年10月7日開催リニア中央新幹線建設促進三重県期成同盟会令和3年度臨時総会提出資料）

② 『リニア中央新幹線県内駅の候補地における特性調査業務委託』における成果品

### (2) その他

① 本仕様書等は、本業務に必要な主要事項を示すものであり、記載のない事項及び疑義については、発注者と受注者とで協議する。

② 受注者は、本調査完了までに必要となる様々な業務等を洗い出すとともに、それらの業務に要する期間の推計と実施することが妥当と考えられる時期の想定を行い、契約後1カ月以内に調査スケジュールを提出する。

③ 資料等の一切は電子データで保存するものとする。